



# 法定後見制度について 成年後見人を体験して、私の提言

## I はじめに

私の後見業務が終了しました。3年前、家庭裁判所から私が成年後見人（以下「後見人」という）として選任されたその成年被後見人（以下「ご本人」という）が、老衰で亡くなつたのであります。葬儀の参列者11人の中には、ご本人の法定相

続人の姿は無かつた。私はご本人のアルバムから、先立たれたご主人との写真を切り取りました。仲は良かつたそうです。ご本人の棺に、ツーショット写真とお花とお菓子を入れ、その棺を閉めました。

## II 提言

私が、本件の経験から法定後見制度について考えたことを以下に述べます。なお、法定後見制度には、後見・保佐・補助の三つがありますが、本稿では民法8条・9条、838条～875条に規定される成年後見人に関して述べます。

そこで、ご本人死亡時には、当然に発生する諸問題につき、後見人と指定相続人との間で『後見業務引継契約書』を作成する制度が有用であると、私は考えます。記載必須項目としては、葬儀に関する事項・預金や財産の引継ぎ事項の二点。次に、不動産所得等の事業間のその経営に関する事項や銀行による事業用預金の凍結対策等です。また、それは家庭裁判所にも事前に提出しておくものとします。この制度は民法654条（委任の終了後の処分）の受任者の

後見業務はご本人の死亡により終了します（民法10条）。それは唐突に過ぎます。確かに後見人の代理権（民法859条等）は、ご本人の死亡によって消滅して当然です。しかし、死亡直後には、通夜・葬儀、事業の引継ぎ等の問題が生じます。後見人はなお、ご本

必要処分義務の考え方を準用し、発展させればよいかと思います。

### 二 死亡届出ができる者

戸籍法87条には、死亡届出ができる者が列挙されています。親族・同居者・家主等ですが、しかしの中に後見人はありません。本件では、私が葬儀の段取りをしました。困ったことに、私が死亡届出ができないのです。埋葬許可も認められません。本件では、葬儀社から拒否されました。死亡届出ができないのであれば、埋葬許可も得られず、葬儀日程さえ決められません。急には、親族から署名押印をいただけない場合があり得ます。通常ならば簡単な法律手続きでも、親族以外の者がする場合には実務上困難な時があります。何らかの事情があつたからこそ、親族以外の者が後見人に選任されたのです。後見業務が終了しても、依然としてその事情は解消されていない場合が多い。

本件では、私は二つの調停を経験しました。後見人は実際上、ご本人のほんどの法律行為に関する権限を有します。私は代理人として調停に出席し、これらの調停内容を家庭裁判所に逐一報告しました。しかし、本件の調停での私の判断については後日、相続人からその責任を追及される可能性もあり得ます。

現制度でも、ご本人の自宅処分については家庭裁判所の許可が必要です（民法859条の3）。これをもう一步進め、リスクがある重大な判断については、後見人の申立てに対して家庭裁判所が許可を与える制度が望まれます。もし、そのリスクが顕在化した場合にでも、その許可されたものについては重大な過失が無い限り、後見人が免責される制度です。

後見人を免責する制度が必要です。後見人は、ご本人の利益を第一に考えて判断します（民法858条）。しかし、結果的に不利につながる場合があります。あるいは、ご本人の利益を考えた判断が、推定相続人の不利益になる場合もあるでしょう。

### 三 免責制度

後見人を免責する制度が必要です。後見人は、ご本人の利益を第一に考えて判断します（民法858条）。しかし、結果的に不利につながる場合があります。あるいは、ご本人の利益を考えた判断が、推定相続人の不利益になる場合もあるでしょう。

### 四 財産報告は暦年を基本とすべき

後見人は選任されるとまず、ご本人の財産を家庭裁判所に報告します（民法853条）。その後の財産報告は、それ以後一年ごとに求められることが、実際上は多いようです。（ご本人の事情等によつては、その報告期間は家庭裁判所の判断によります）選任時に報告では、その後一年ごとの報告では、その期間の財産の増減は把握できるが、その増減要因を把握し難くなります。そのためには、仮決算等の手続きが必要です。

家庭裁判所への財産報告対象期間は、特にご本人の確定申告が必要な場合には、初年度は後見人



(東)

## 植木 心一

選任時からその年末まで、その後は暦年とすることを基本と考えるべきです。なお、現制度でも、後見人が暦年で報告した旨を家庭裁判所に相談し許可を受けることにより、そのような報告とすることは可能です。

### 五 後見業務終了後の職務報酬請求

後見人は、その職務に対する報酬付与の申立をすることができます（民法862条）。

ご本人死亡によって後見業務は終了し、その瞬間から預金等は相続人の共有財産になります。ところが、後見人が最終の職務報酬の請求付与を申し立て、家庭裁判所からその審判が出るのは、ご本人死亡後2ヵ月以降というのが実際のところでしよう（民法870条）。ご本人の預金等はすでに相続人に名義変更されていることも多く、それでは、相続人から後見人への職務報酬の支払が滞る可能性があります。あるいは、それを慮つて、後見業務が正しく全うされないことも懸念されます。これを防ぐためには、供託制度が有用であると私は考えます。預金等を相続人に名義変更

する前には、最終の職務報酬の概算金額を家庭裁判所に供託できる制度です。なお、現制度でも、後見人は事情等を家庭裁判所に相談することによって、その審判を急ぐことは可能です。

### 六 書類の保管

後見業務では、書類が膨大に発生します。生活すべての書類です。後見人は、後日に自らの職務責任を追及されることを心配し、書類の処分に躊躇します。この膨大な書類を、後見人は10年も保管するのでしょうか。（民法167条、703

**七 職業専門家が後見人になる場合**

例えば子供が親の後見人になる場合と、職業専門家がなる場合とでは、意味合いが違います。制度としては明確に区別すべきです。親族が後見人になるのは、扶養義務の延長上に位置付けられる

職業専門家の後見業務は実際上、その後見人の事務所としての対応となるのではないのでしょうか。

裁判所としても後見人ができません。後見人として親族がいるのか、職業専門家がいるのか、制度上は区別すべきです。

## III 終わりに

血縁の無い方の人生に、これほど深く関与できました。ご本人に対し

私からの報告書の上だけの存在です。私は家庭裁判所への最終の報告書に、ご本人の幼い頃からの写真数枚を添付しました。

## 全国税理士共栄会だより

No.350  
(2005年6月号)

### なりませんか、税理士VIP代理店

キャンペーン期間 平成17年1月~12月 ただ今、Z1 キャンペーン実施中！



お申込み・お問合せ先 朝日生命・第一生命・日本生命・明治安田生命・住友生命・富国生命・AIGエジソン生命

アリコジャパン・アクサ生命・損保ジャパンひまわり生命・マスミュージュアル生命・オックスス生命

### 事務所の収入源、確実に拡大

ホールインワン100万円保険

年間12,000円で大きな補償

補償の内容	
ホールインワン費用	100万円
賠償責任	1億円
身体傷害	1,000万円
ゴルフ用品損害	32万円

&lt;引受け保険会社／御機嫌保険ジャパン／お問い合わせ先／御機嫌共サービス 03(5740)8364 責任／桑原・辻野

全税共の事業はホームページでご案内しています。http://www.zenzeikyo.com/

条等の不当利得返還請求権の時効期間）もし、後見人が家庭裁判所への報告資料に添付して送付すれば、そこで保管されるのは、通常は5年（民法875条）です。重要性の低い書類は、家庭裁判所の許可の下での処分可能な制度が望れます。

でしよう。お金の管理にしても、ご本人と後見人との家計が不可分な場合も多い。これでは、適正化し、職業専門家が後見人になるのは、専門業務の峻別是不可能です。しかし、職業専門家が後見人になる場合は、専門業務

の延長上にあります。そこで期待されるものは、各士業の矜持といったものではないのでしょうか。

少なく、それ以上に実は、各士業の矜持といったものではないのでしょうか。

そこで期待されるものは、各士業の矜持といったものではないのでしょうか。

少なく、それ以上に実は、各士業の矜持といったものではないのでしょうか。

そこで期待されるものは、各士業の矜持といったものではないのでしょうか。